

株式会社 ○○○○
社長 ○○ ○○ 様

見 本

Stop 年金掛捨て Start 年金受取り Save マネー

○○様の年金分析と対策プログラム

年金分析・プランニング作成：
ユニバーサル社会保険労務士事務所
社会保険労務士 関根 光

〇〇様の年金分析

60 歳までの年金加入期間について入力してください (試算開始月である本年1月の満年齢)

様 生年月日 S20/07/29 40歳以上の厚生年金加入期間が15年以上ある

平成15年3月までの期間 平成15年4月以降の期間

平均標準報酬月額 465,028 円 568,953 円

厚生年金加入月数 497 月 27 月 (合計 524 月)

S36年4月以降20歳以上60歳未満の厚生年金加入月数 475 月 厚生年金加入期間が20年以上ある

基礎年金加入月数 475 月 35歳以上の厚生年金加入期間が17年以上ある

配偶者について該当する場合チェックしてください

■60歳～65歳までの年金受給額

■特別支給/定額部分

$$1676 \text{ 円} \times 1.032 \times 468 \text{ 月} \times 0.985 = 797326 \text{ 円}$$

■特別支給/報酬比例部分(平成15年3月までの加入期間分)

$$465028 \text{ 円} \times \frac{7.61}{1000} \times 497 \text{ 月} \times 1.031 \times 0.985 = 1786138 \text{ 円}$$

■特別支給/報酬比例部分(平成15年4月以後の加入期間分)

$$568953 \text{ 円} \times \frac{5.854}{1000} \times 27 \text{ 月} \times 1.031 \times 0.985 = 91325 \text{ 円}$$

■65歳からの年金受給額

■老齢厚生年金(平成15年3月までの加入期間分)

$$465028 \text{ 円} \times \frac{7.61}{1000} \times 497 \text{ 月} \times 1.031 \times 0.985 = 1786138 \text{ 円}$$

■老齢厚生年金(平成15年4月以後の加入期間分)

$$570977 \text{ 円} \times \frac{5.854}{1000} \times 87 \text{ 月} \times 1.031 \times 0.985 = 295315 \text{ 円}$$

■基礎年金

$$792100 \text{ 円} \times \frac{475 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 783800 \text{ 円}$$

■経過的加算

$$1676 \text{ 円} \times 1.032 \times 468 \text{ 月} \times 0.985 = 797326 \text{ 円}$$

$$797326 \text{ 円} - 792100 \text{ 円} \times \frac{475 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 13477 \text{ 円}$$

■加給年金 = 396000 円

65歳から受給できる年金額
3,274,700円

※基金、加給年金を含む

年金の現状と今後について

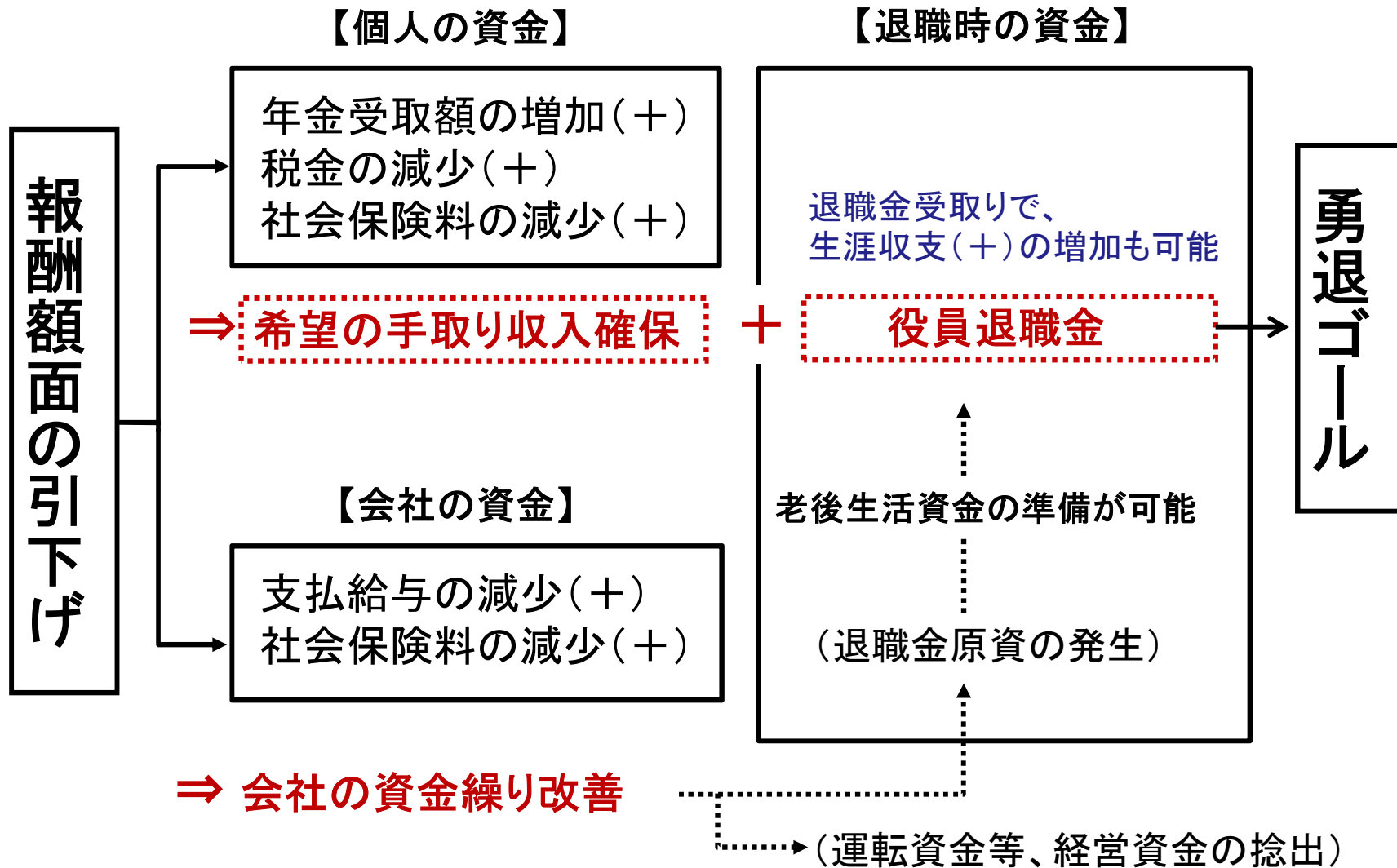
【65歳～70歳までの期間】

A.本来受給できる年金額：（基金・加給年金含む）
3,274,700円

B.現在の報酬 80万円 で受給できる年金額：
（基金・加給年金含む）
1,334,000円

**現在の報酬を続けると
1年間の年金掛捨て額(A-B) = ▲ 1,940,700円**

年金対策フローチャート



〇〇様とのインタビュー

〇〇様のプロフィール

年齢：65歳（在任年数35年）

現在の役員報酬：80万円（通勤交通費込み）

本来受給できる年金額：約327万円（基金・加給年金含む）

〇〇様とのインタビュー

①65歳になると年金の一部が貰えるようなので、この際全額受け取れるようにしたい。

②そのためには報酬を下げなければならないことは聞いているが、年金とあわせて毎月50万円は欲しい。

③自分の報酬引下げ分は、他の者の人件費等有効に活用したい。

④5年後の70歳で引退するが、その際、ある程度の退職金は準備したい。

報酬月額と手取りの推移

報酬月額	役員報酬	公的年金	社会保険料	所得税	住民税	手取額	手取り月額
80万円	9,600,000	1,334,000	1,113,596	685,700	568,000	8,566,704	71.3万円
70万円	8,400,000	1,334,000	1,064,660	506,300	478,300	7,684,740	64万円
65万円	7,800,000	1,334,000	1,027,958	405,700	428,000	7,272,342	60.6万円
60万円	7,200,000	1,514,000	962,834	346,700	398,500	7,005,966	58.3万円
57万円	6,840,000	1,694,000	916,052	327,100	388,700	6,902,148	57.5万円
54万円	6,480,000	1,874,000	869,282	310,100	380,200	6,794,418	56.6万円
51万円	6,120,000	2,054,000	822,500	297,900	374,100	6,679,500	55.6万円
48万円	5,760,000	2,234,000	775,718	285,700	368,000	6,564,582	54.7万円
45万円	5,400,000	2,414,000	722,823	274,700	362,500	6,453,977	53.7万円
42万円	5,040,000	2,594,000	676,041	262,300	356,300	6,339,359	52.8万円
39万円	4,680,000	2,774,000	629,268	250,100	350,200	6,224,432	51.8万円
36万円	4,320,000	2,894,000	598,077	227,600	336,500	6,051,823	50.4万円
33万円	3,960,000	3,014,000	566,896	214,000	323,000	5,870,104	48.9万円
31万円	3,720,000	3,134,000	535,707	209,900	318,800	5,789,593	48.2万円
29万円	3,480,000	3,254,000	504,525	207,000	316,000	5,706,475	47.5万円
28.9万円	3,468,000	3,274,700	473,343	211,300	320,200	5,737,857	47.8万円

年金対策 実施プログラム

1. 役員報酬の変更

80万円 ⇒ **28.9万円(年金満額受給)**

2. 報酬変更予定月

2010年5月～

3. 予定の引退年齢

70歳(2010年5月から5年間)

4. 試算期間(報酬変更月～引退月)

5年間(2010年5月～2015年4月)

役員報酬の現状と変更後の手取り

【現在】

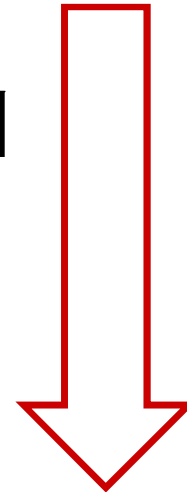
役員報酬 80万円

⇒

【変更】

28.9万円へ変更

役員報酬
+
公的年金



報酬変更後の手取り = 47万円程度を確保

(注) 年金満額受給が8月以降、かつ、前年度所得に対する住民税が来年5月まで継続することにより、当面の手取り概算額は上記金額を下回ります。(P13参照)

会社が得られる効果（キャッシュフローの改善）

会社のプラス効果（5年間の累計）

資金繰り +3,366万円の増加

【内訳】

- ①人件費の減少 $\Delta 3,066$ 万円（会社の+）
- ②社会保険料の減少 $\Delta 300$ 万円（会社の+）

会社の資金繰りは、大幅に改善します

会社が得られる効果（損益の改善）

会社のプラス効果（5年間の累計）

利益 +3,366万円の増加

【内訳】

- ①人件費の減少 $\Delta 3,066$ 万円（会社の+）
- ②社会保険料の減少 $\Delta 300$ 万円（会社の+）

会社の損益は、大幅に改善します

社長が得られる効果(試算期間における)

社長のプラス・マイナス効果

手取り収入 ▲ 1,417万円の減少(5年間の累計)

【内訳】

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①年金受取額の増加 | + 922万円(個人の+) |
| ②社会保険料の減少 | △ 300万円(個人の+) |
| ③税金の減少 | △ 427万円(個人の+) |
| ④額面の減少 | ▲ 3,066万円(個人の-) |

役員退職金制度の導入

会社の増加資金の一部を社長の退職金へ
引退時の退職金で在職期間の収入減少を取り戻す

①手取り収入 ▲1,417万円の減少

②退職金 +2,305万円の増加

(会社の増加資金【3,366万円の増加】から適正引当)

今回のプログラムで社長が得る正味プラス効果

+888万円の増加 (+2,305万円-1,417万円)

会社に生じる正味プラス効果

+1,061万円の増加(+3,366万円-2,305万円)

年度別シミュレーションの詳細

①現在の役員報酬を継続した場合

年齢	報酬・賞与	公的年金+基金	社会保険料	所得税	住民税	手取額	会社負担人件費	年度
65	9,600,000	555,800	1,113,596	685,700	568,000	7,788,504	10,713,596	2010
66	9,600,000	1,334,000	1,128,169	709,500	580,000	8,516,331	10,728,169	2011
67	9,600,000	1,070,000	1,141,336	680,100	565,200	8,283,364	10,741,336	2012
68	9,600,000	938,000	1,154,509	677,500	564,000	8,141,991	10,754,509	2013
69	9,600,000	938,000	1,167,673	674,900	562,600	8,132,827	10,767,673	2014
70	3,200,000	312,700	416,216	242,367	196,233	2,657,884	3,616,216	2015
合計	51,200,000	5,148,500	6,121,499	3,670,067	3,036,033	43,520,901	57,321,499	

← 2015年度は4ヵ月

②役員報酬を28.9万円に引き下げた場合

報酬変更月 2010年5月

年齢	報酬・賞与	公的年金+基金	社会保険料	所得税	住民税	手取額	会社負担人件費	年度
65	5,512,000	1,364,500	859,477	143,900	252,800	5,620,323	6,371,477	2010
66	3,468,000	3,274,700	513,586	207,300	316,200	5,705,614	3,981,586	2011
67	3,468,000	3,010,700	519,535	180,300	289,200	5,489,665	3,987,535	2012
68	3,468,000	2,878,700	525,478	166,500	275,500	5,379,222	3,993,478	2013
69	3,468,000	2,878,700	519,180	167,200	276,100	5,384,220	3,987,180	2014
70	1,156,000	959,600	187,028	60,967	97,267	1,770,339	1,343,028	2015
合計	20,540,000	14,366,900	3,124,284	926,167	1,507,067	29,349,383	23,664,284	

← 2010年度の報酬は
1月～4月:80万円
5月～12月:28.9万円

← 2015年度は4ヵ月

会社の資金改善効果は、手取額の減少を大きく上回る

③役員報酬引き下げの効果

	報酬・賞与	公的年金+基金	社会保険料	所得税	住民税	手取額	会社負担人件費
差額	-30,660,000	9,218,400	-2,997,215	-2,743,900	-1,528,967	-14,171,518	-33,657,215

当面のキャッシュフロー

報酬変更月:2010年5月

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
総支給額	289,000	289,000	289,000	289,000	289,000	289,000
控除						
健康保険	36,814	36,814	36,814	13,048	13,048	13,048
介護保険	5,925	5,925	5,925	—	—	—
厚生年金	48,682	48,682	48,682	21,986	21,986	22,481
源泉税	3,010	3,010	3,010	4,920	4,920	4,920
住民税	48,125	48,125	48,125	48,125	48,125	48,125
控除合計	142,556	142,556	142,556	88,079	88,079	88,574
会社支給額①	146,444	146,444	146,444	200,921	200,921	200,426
受取り年金額(額面)	0	0	0	272,900	272,900	272,900
源泉税	0	0	0	20,468	20,468	20,468
受取り年金額(手取り)②	0	0	0	252,433	252,433	252,433
介護保険料(青梅市)③	—	—	—	5,783	5,783	5,783
手取り合計①+②-③	146,444	146,444	146,444	447,571	447,571	447,076

※社会保険料は、2010年4月時点の料率(厚生年金15.704%、健康保険:9.32%、介護保険:1.5%)

※65歳以降の介護保険料は、青梅市の介護保険第1号被保険者の保険料を適用

試算条件

試算期間は、役員報酬変更年月(2010年5月)から引退予定年月(2015年4月)の5年間

65歳以降の介護保険料は概算です。市町村や県単位で相違します。

(公的年金の計算について)

年金計算は5パーセントカットの無い旧乗率と平成19年物価スライド率0.985を使用して従前額保障の計算式により行います。

受給額は概算予想値であり実際と異なることがあります。
将来、年金制度の変更等で変動することがあります。

厚生年金保険料率は平成16年の年金改正により毎年9月より0.354パーセントづつ上昇します。本試算に当たっては毎年の定められた保険料率により計算しています。

年金受給額は100円単位ですが、本試算においては一部端数処理を省略しているため、受給額が若干相違します。

所得税、住民税の計算は平成20年度の税制により計算したもので、将来税制の変更等で変動することがあります。

プログラム実施における注意事項

【報酬変更年月】

役員報酬変更年月：2010年5月

【役所への届出】

2010年8月に社会保険事務所へ月額変更届けを提出

【年金受取】

上記届出後、厚生年金は2010年8月分より受給開始

【社会保険料の控除】

上記届出後、社会保険料は2010年9月控除分より変更
2010年5月～2010年8月迄は従前の保険料

【住民税】

住民税は2011年5月まで従前の金額が継続

【退職金用保険の導入】

同じ商品でも、生命保険各社によってその効果が大きく異なるため、
各社比較検討して、退職金用保険を導入すべき

ユニバーサル社会保険労務士事務所

住所: 東京都千代田区平河町2-2-5 松邑1F

電話: 03-6272-6183

開業: 平成14年9月

社会保険労務士: 4名(提携税理士2名、会計士2名、弁護士2名)

年金退職金制度 コンサルティング報酬について

年金分析+最適報酬設計: 52,500円

年金分析+最適報酬設計+退職保険設計: 63,000円

年金分析+最適報酬設計+年金請求手続き代行: 84,000円

退職保険設計: 10,500円

年金請求手続き代行: 31,500円